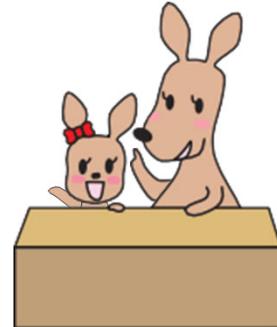


法務局からのお知らせ

遺言書保管制度の オンライン手続の試行 を実施中です！



試行 1 保管申請の事前チェック ▶▶▶ P 1~

提出書類の写し (PDFまたは画像ファイル) を事前に **電子メール** でお送りいただければ、形式面の **事前チェック** を行います。



- ※ 事前チェックを受けることで、**保管申請当日の手続がスムーズになります。**
- ※ 保管申請をするには、これまでどおり、遺言者本人の来庁が必要です。来庁日時をご予約の上、提出書類 (原本) をご持参ください。

試行 2 変更の届出のメール提出 ▶▶▶ P 7~



遺言者、受遺者、遺言執行者、指定者通知の対象者等の住所、氏名などの **変更の届出** について、**電子メール** で提出することができます。

- ※ 遺言者の本籍、国籍または戸籍の筆頭者の変更の届出や、法定代理人による届出など、一部の種類の届出は、メール提出の対象外です。

(注意)

試行 1 は一部の法務局 (39都道府県・68遺言書保管所) において、試行 2 は東京法務局本局において、試行的に実施している取組です。

取組を実施している遺言書保管所の詳細は、P 12~15をご確認ください。

試行 1

保管申請の事前チェック

一部の遺言書保管所（法務局）で実施している取組です。
対象の遺言書保管所は、P 12～15をご確認ください。

1 取組の概要

対象の遺言書保管所（法務局）に遺言書の保管の申請をする場合には、その申請の提出書類について、**ご希望があれば、事前に形式面のチェックを行います。**

希望される場合には、P 3～6のとおり、電子メールで、遺言書、申請書、添付書類の写し（注）をお送りください。

事前チェックを受けることにより、保管申請当日の手続がスムーズになります。

（注）一部の書類のみについて事前チェックを受けることも可能です。

また、電子メールでご質問（提出書類の形式面に関することに限ります。）をいただくこともできます。

電子メールによる事前チェックを受けるかどうかは、任意です。これまでどおり、事前チェックを受けずに、予約の上、来庁いただいても構いません。

※ 事前チェックについての留意事項

- ✓ 事前チェックを受けた後は、従来どおり、遺言書保管所（法務局）の窓口で遺言者本人が出頭し、申請書類一式の原本を提出して保管申請をしていただく必要があります（詳しくは、P 5～6をご覧ください）。
- ✓ 事前チェックは、あくまで、申請書・遺言書・添付書類の**形式面について、不備がないかを確認**するものです。
遺言の内容に関するご相談には、応じることはできません。また、遺言書の有効性を保証するものでもありません。
遺言書の内容についてご不明な点がある場合には、弁護士などの法律の専門家への相談や、公正証書遺言の利用を検討してください。
- ✓ 事前チェックは、**保管申請手続の完了を保証するものではありません。**
正式な審査は保管申請を受けた後に行いますが、その審査の結果、訂正や書類の追加が必要になる場合もありますので、ご了承ください。

2 対象の申請

試行を実施中の遺言書保管所（法務局）への、遺言書の保管の申請が対象です。
対象の遺言書保管所は、P12～15をご覧ください。

※ 保管の申請の管轄についての留意事項

- ✓ 遺言書の保管の申請には、管轄があります。
以下のいずれかの遺言書保管所（法務局）から申請先を選んでください。

- 1 遺言者の住所地がある都府県内の遺言書保管所
- 2 遺言者の本籍地がある都府県内の遺言書保管所
- 3 遺言者の所有する不動産の所在地がある都府県内の遺言書保管所

（例）たとえば、東京都内に遺言者の住所地がある場合には、東京法務局本局、西多摩支局、八王子支局、府中支局、板橋出張所のいずれに申請することもできます。試行を実施中の東京法務局本局に申請する場合には、電子メールによる事前チェックを受けることができます。

（注）管轄の例外

すでに遺言書保管所に遺言書を保管している遺言者が、追加で他の遺言書の保管を申請する場合には、申請先は、すでに遺言書を保管している遺言書保管所に限られます。

たとえば、すでに東京法務局本局に遺言書を保管している遺言者が、追加の遺言書の保管を申請する場合には、東京法務局本局以外の遺言書保管所に申請することはできません。

- ✓ 遺言書保管事務は、各法務局・地方法務局の**本局**、**支局**、**東京法務局板橋出張所**で取り扱っています。
板橋出張所以外の**出張所では取り扱っていません**ので、ご注意ください。
- ✓ **北海道**は、札幌法務局、函館地方法務局、旭川地方法務局、釧路地方法務局の**4管轄に分かれています**。1～3に該当する地域を管轄している法務局・地方法務局内の**本局**・**支局**であれば、いずれにも申請することができます。

3 手続の流れ

- ① 遺言書、申請書、添付書類の準備 ▶▶▶ ② 電子メールの送信
▶▶▶ ③ 来庁予約 ▶▶▶ ④ 来庁（申請） ▶▶▶ ⑤ 保管証受取

1 遺言書、申請書、添付書類の準備

遺言書、申請書、添付書類を準備してください。

※ 遺言書、申請書、添付書類の詳細

- 遺言書、申請書の準備に当たっては、以下のホームページを参考にしてください。

- ▶ 遺言書の様式等についての注意事項

<https://www.moj.go.jp/MINJI/03.html>



- ▶ 申請書の様式、記載例

<https://www.moj.go.jp/MINJI/06.html>

※ 【3】の「01 遺言書の保管の申請」の欄をご覧ください。



- 遺言書の内容についてご不明な点がある場合には、弁護士などの法律の専門家に相談することや、公正証書遺言の利用を検討してください。

- 添付書類は、以下をご準備ください。

- ✓ 住民票の写し（本籍と戸籍の筆頭者の記載のあるもの）

※ マイナンバー（個人番号）や住民票コードの記載のないものを準備してください。

※ 外国人の方など、住民票の写しを準備できない方は、別途ご相談ください。

- ✓ （遺言書が外国語により作成されている場合）日本語による翻訳文

※ メール送信の際は、個人情報の一部をマスキング処理したものを送信しても構いません。来庁して申請する際は、マスキング処理していないものを提出してください。

2 電子メールの送信

① の書類のうち、事前チェックを受けたいものについて、写し（遺言書・添付書類については、各ページを撮影した画像ファイルまたはスキャンしたPDFファイル。申請書については、ホームページに掲載している申請書の様式に、必要事項を入力したファイル。）を、以下のとおり、電子メールで送信してください。

（注意）

メールの送信だけでは、保管手続は完了しません。事前チェック後、遺言者本人が遺言書保管所に来庁の上、原本を提出する必要がありますので、必ず③以降の手続も行ってください。

<送信方法>

- ✓ 送信先のメールアドレスは、P12～15をご確認ください。
- ✓ メールタイトルは、「保管申請のメール相談」としてください。
- ✓ メール本文に、申請人の氏名と電話番号を記載してください。

<添付ファイルの形式>

- ✓ ファイル形式は、次のとおりとしてください。

ファイル形式	拡張子
PDF形式	.pdf
JPEG形式	.jpg 、 .jpe または .jpeg
GIF形式	.gif
PNG形式	.png
TIFF形式	.tif または .tiff
BMP形式	.bmp
WEBP形式	.webp
HEIC形式	.heic
HEIF形式	.heif
SVG形式	.svg

- ✓ 遺言書・添付書類の撮影・スキャンは、内容が判読できる鮮明なものとしてください。

<留意事項>

- ✓ 1 通のメールに添付するファイルは、合計で20MB以内としてください。
20MB以内に収まらない場合には、複数通に分けて送信していただいても構いませんが、その場合には、メール本文にその旨を記載してください。
 - ✓ 遺言書保管所では、セキュリティ上、HTML形式のメールの記述（メール本文への画像の埋め込み等）をされても、その内容を確認することができません。
テキストメール形式でメールを送信いただくようお願いします。
 - ✓ このほか、遺言書保管所のメールソフトのセキュリティ設定上、スパムメールと判断されて、メールを受信することができない場合があります。
そのため、受信状況をお伝えすることができるよう、遺言書保管所において事前チェックの依頼メールを受信した場合には、必ず、3日以内（土日祝、年末年始を除く）に遺言書保管所から返信するようにいたします。
- 重要** 遺言書保管所から3日以内に返信がない場合には、メールが到達していない可能性がありますので、必ず遺言書保管所までお電話いただきますようお願いいたします（遺言書保管所の電話番号は、P12～15をご確認ください）。
- ✓ メールアドレスの入力ミスによる誤送信にご注意ください。
心配な方は、まず「テストメール」というタイトルでテストメールを送ることをおすすめします。テストメールを受信したら、遺言書保管所から、その旨を返信します。
 - ✓ 添付ファイルにパスワードを設定した場合には、電話や別メールなどの適宜の方法で、遺言書保管所に、読み取り用パスワードをお知らせください。
 - ✓ ご質問（形式面に関することに限ります。）がある場合には、メール本文に記載するか、ワードファイル等に記載して送信してください。

3 来庁予約

事前チェックが完了したら、遺言書保管所から返信しますので、遺言書保管所への来庁の予約をとってください。

予約方法については、以下のホームページをご覧ください。
<https://www.moj.go.jp/MINJI/08.html>



4 来庁（申請）

予約した日時に、**遺言者本人**が遺言書保管所の窓口にお越してください。

※ 遺言書保管所の所在場所は、以下のホームページでご案内しています。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/07.html>



来庁の際は、**次のア～ウを必ず持参してください。**

※ 事前チェックを受けているかどうかにかかわらず、全てを持参してください。

ア 遺言書、申請書、添付書類の原本一式

- ✓ 遺言書・申請書の各ページは、ホチキス留めはせず、バラバラのままお持ちください。封筒も不要です。

イ 顔写真付きの官公署から発行された身分証明書

- ✓ 例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券 など
- ✓ 有効期限のある身分証明書は、有効期限内のものに限られます。

ウ 手数料

- ✓ 遺言書 1 通につき、3,900円
- ✓ 収入印紙で納付します。収入印紙は、法務局の庁舎内の収入印紙の販売窓口又はお近くの郵便局等で購入することもできます。担当者から指示があったら、手数料納付用紙に貼付して納めてください。

5 保管証受取 → 手続完了

手続が完了すると、その場で保管証をお渡しします。

遺言者及び相続人等が保管申請後の各種手続をされる際は、保管番号があると便利です。大切に保管してください。

試行 2

変更の届出のメール提出

東京法務局本局のみで実施している取組です。
なお、全国どこの法務局で遺言書を保管している場合でも、東京法務局本局に届出をすることができます。

1 対象の手続

東京法務局本局への変更の届出については、一部のものを除いて(※)、電子メールにより提出することができます。

電子メールによる届出の可否の全体像は、以下のとおりとなります。

遺言者本人による届出 → 以下の緑色の事項がメール提出の対象

遺言者の以下の情報	
氏名【注1】	住所【注1】
生年月日【注1】	電話番号
本籍（外国人の場合は国籍）	戸籍の筆頭者の氏名

メール提出の対象【注1】
【注1】海外居住者を除く

メール提出の対象外

受遺者・遺言執行者等の以下の情報	
氏名（法人の場合は名称）	住所
生年月日	会社法人等番号（法人の場合）

メール提出の対象

通知対象者の以下の情報 ※死亡時の通知の指定をしている場合	
氏名（法人の場合は名称）	住所

【注2】変更の届出により、通知対象者自体を変更することも可能です。

法定代理人（成年後見人など）による届出 → メール提出の対象外

(※) 以下は対象外となります。通常どおり、持参または郵送で届出をしてください。

- ① 遺言者の本籍（外国人の場合は国籍）または戸籍の筆頭者の氏名の変更の届出
- ② 遺言者が日本国外に居住している場合における、遺言者の氏名、住所または生年月日の変更の届出
- ③ 法定代理人（成年後見人など）による変更の届出

〔参考〕

▶ 変更の届出とは

- ✓ 前のページの表に記載している遺言者、受遺者・遺言執行者等、死亡時の指定者通知の通知対象者の情報に変更が生じたときは、遺言者は、変更の届出をする必要があることが、法令で定められています。
- ✓ **変更の届出がされないまま**と、相続人、受遺者・遺言執行者等が遺言書の内容を確認できない、死亡時の指定者通知が届かないなど、**手続がスムーズに進まないおそれがあります**ので、必ず届出をしていただきますようお願いいたします。

▶ 変更の届出の方法

- ✓ 変更の届出は、東京法務局本局への**メールでの提出の方法**のほかに、これまでどおり、**全国の遺言書保管所（法務局）の窓口**に持参する方法または**郵送する方法**により、提出することもできます。
- ✓ 東京法務局本局に対しても、**メールでの提出の方法**のほかに、これまでどおり、**窓口**に持参する方法または**郵送する方法**により、提出することができます。
- ✓ 持参または郵送の方法により変更の届出を行う場合の手続の詳細は、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.moj.go.jp/MINJI/02.html#todokede>



▶ 死亡時の指定者通知の対象者の拡充について

- ✓ 死亡時の指定者通知の対象者は、これまで、相続人、受遺者・遺言執行者等のうち1名に限定されていましたが、令和5年（2023年）10月2日から、**これらの者に限定されず、3名まで指定できるようになりました**。
過去に遺言書の保管の申請をして、通知対象者をすでに1名指定している場合であっても、変更の届出により、通知対象者の追加や変更をすることが可能です。
- ✓ こうした**通知対象者の変更の届出も、メール提出により行うことができます**。

2 電子メールに添付いただくもの

電子メールに、次の(1)～(3)を添付してください。

(1) 届出書

- ✓ 届出書の様式は、以下のホームページに掲載しています。

必要事項を入力したファイルを、メールに添付してください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/common_igonsyo/pdf/001321936.pdf



- ✓ 届出書の記載例は、以下のホームページに掲載しています。

https://www.moj.go.jp/MINJI/common_igonsyo/pdf/04_kisairei.pdf



(2) (受遺者・遺言執行者等、指定者通知対象者に関する届出の場合のみ)

届出人の生年月日（または住所）と氏名が確認できる資料の写し **2点**

遺言者に関する変更の届出の場合には、不要です。

- ✓ 2点のうち1点は、必ず、官公署発行の証明書の写しとしてください。証明書の例は、次ページの「※1」をご覧ください。
- ✓ 上記の資料を撮影した画像ファイル、または、スキャンしたPDFファイルを用意してください。ファイル形式は、「※2」のとおりとしてください。
- ✓ 内容の判読ができるよう、鮮明に撮影・スキャンしてください。

(3) チェックシート

遺言者に関する変更の届出の場合には、法務局が住基ネットを利用することについての同意欄にチェックが必要です。

- ✓ チェックシートの様式は、以下のホームページに掲載しています。

必要事項を入力したファイルを、メールに添付してください。

https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/page000001_00977.html



※ 1 届出人の生年月日（または住所）と氏名が確認できる資料の例

- ア 官公署発行の証明書の例（1点または2点）：
マイナンバーカード（表面のみ）／ 運転免許証（表面・裏面）／
運転経歴証明書（表面・裏面）／ 旅券（顔写真があるページ）／
在留カード（表面・裏面）／ 特別永住者証明書／ 住民票の写し／
国民健康保険等の資格確認書／ 介護保険の被保険者証／
国民年金手帳／ 基礎年金番号通知書／ 年金証書／
身体障害者手帳／ 印鑑証明書 等
- イ 官公署が発行した証明書以外の資料の例（アの証明書が1点のとき）：
消印付きの郵便物 等

（注）2点用意してください。うち1点は、必ず、官公署発行の証明書の写しとしてください。

※ 2 添付することのできるファイル形式

添付することのできるファイル形式は、次のとおりです。
これ以外は、法務局でファイルを開くことができませんので、お控えください。

ファイル形式	拡張子
PDF形式	.pdf
JPEG形式	.jpg 、 .jpe または .jpeg
GIF形式	.gif
PNG形式	.png
TIFF形式	.tif または .tiff
BMP形式	.bmp
WEBP形式	.webp
HEIC形式	.heic
HEIF形式	.heif
SVG形式	.svg

3 電子メールの送信方法

<送信方法>

- ✓ 送信先のメールアドレスは、「igon01-1-tokyo@moj.go.jp」です。
- ✓ メールのタイトルは、「変更の届出」としてください。
- ✓ メール本文に、届出人の氏名と電話番号を記載してください。

<留意事項>

- ✓ 1 通のメールに添付するファイルは、合計で20MB以内としてください。
20MB以内に収まらない場合には、複数通に分けて送信していただいても構いませんが、その場合には、メール本文にその旨を記載してください。
 - ✓ 遺言書保管所では、セキュリティ上、HTML形式のメールの記述（メール本文への画像の埋め込み等）をされても、その内容を確認することができません。
テキストメール形式でメールを送信いただくようお願いします。
 - ✓ このほか、遺言書保管所のメールソフトのセキュリティ設定上、スパムメールと判断されて、メールを受信することができない場合があります。
そのため、受信状況をお伝えすることができるよう、遺言書保管所において届出書のメールを受信した場合には、必ず、3日以内（土日祝、年末年始を除く）に遺言書保管所から返信するよういたします。
- 重要** 遺言書保管所から3日以内に返信がない場合には、メールが到達していない（届出を受理することができない）可能性がありますので、**必ず、東京法務局本局の遺言所保管所**（直通番号：03-5213-1441、受付時間：平日午前9時～午後5時）までお電話いただきますようお願いいたします。
- ✓ メールアドレスの入カミスによる誤送信にご注意ください。
心配な方は、まず「テストメール」というタイトルでテストメールをお送りいただくことをおすすめします。テストメールを受信したら、遺言書保管所から、その旨を返信します。
 - ✓ 添付ファイルにパスワードを設定した場合には、電話や別メールなどの適宜の方法で、遺言書保管所に、読み取り用パスワードをお知らせください。

保管の申請の事前チェックの試行（P2～）の実施庁

<注意>

遺言書の保管の申請は、管轄の遺言書保管所に出頭して行う必要があります。管轄の詳細は、P2の※をご確認ください。

電子メールによる保管の申請の事前チェックは、試行的な取組のため、以下の一覧表の遺言書保管所のみで実施しています。

申請先の遺言書保管所が一覧表に記載されている場合には、事前チェックを利用することができます。一覧表にない遺言書保管所は、事前チェックを実施していませんので、ご注意ください。

■ 北海道地方

遺言書保管所名		メールアドレス	電話番号
札幌法務局	本局	kyoutaku-sp@moj.go.jp	011-709-2311 (内線2172)
函館地方法務局	本局	igon_hakodate_moj_bal@moj.go.jp	0138-23-9538
旭川地方法務局	本局	kyoutaku-asahikawa@moj.go.jp	0166-38-1167
釧路地方法務局	本局	igon-kushiro@moj.go.jp	0154-31-5016

■ 東北地方

遺言書保管所名		メールアドレス	電話番号
仙台法務局	本局	kyoutaku_igon_sendai@moj.go.jp	022-225-5735
福島地方法務局	本局	fukushima-kyoutaku@moj.go.jp	024-534-1971
山形地方法務局	本局	kyoutaku_igon_yamagata@moj.go.jp	023-625-1618
盛岡地方法務局	本局	kyoutaku_morioka@moj.go.jp	019-624-9857
	花巻支局	hanamaki_morioka@moj.go.jp	0198-24-8311
秋田地方法務局	本局	kyoutaku_akita_moj_bal@moj.go.jp	018-862-1171
青森地方法務局	本局	igon-aomori4200@moj.go.jp	017-776-6231
	むつ支局	igon-aomori4211@moj.go.jp	0175-23-3202
	五所川原支局	igon-aomori4201@moj.go.jp	0173-34-2330
	弘前支局	igon-aomori4202@moj.go.jp	0172-26-1150
	八戸支局	igon-aomori4204@moj.go.jp	0178-24-3346
	十和田支局	igon-aomori4234@moj.go.jp	0176-23-2424

保管の申請の事前チェックの試行（P2～）の実施庁（続き）

■ 関東甲信越地方

遺言書保管所名		メールアドレス	電話番号
東京法務局	本局	igon01-1-tokyo@moj.go.jp	03-5213-1441
さいたま地方法務局	本局	kyoutaku_saitama_moj_bal@moj.go.jp	048-851-1024
千葉地方法務局	本局	kyoutaku01_chiba_moj_bal@moj.go.jp	043-302-1318
水戸地方法務局	本局	kyoutaku_mito_moj_bal@moj.go.jp	029-227-9917
宇都宮地方法務局	本局	kyoutaku-utsunomiya@moj.go.jp	028-623-0923
前橋地方法務局	本局	igon01-00-maebashi@moj.go.jp	027-221-4466
甲府地方法務局	本局	igon-kyoutaku_koufu@moj.go.jp	055-252-7185
	鰍沢支局	igon-kajikazawa_koufu@moj.go.jp	0556-22-0148
	大月支局	igon-ootsuki_koufu@moj.go.jp	0554-22-0799
長野地方法務局	本局	igon_nagano@moj.go.jp	026-235-6631
新潟地方法務局	本局	kyoutaku01_niigata_moj_bal@moj.go.jp	025-226-0956

■ 中部地方

遺言書保管所名		メールアドレス	電話番号
名古屋法務局	本局	igon_nagoya_moj_bal@moj.go.jp	052-952-8184
津地方法務局	本局	igon_tsu_moj_bal@moj.go.jp	059-228-4133
岐阜地方法務局	本局	tetudukiannai-gifu@moj.go.jp	058-245-6720
福井地方法務局	本局	kyoutaku_fukui@moj.go.jp	0776-22-4189
	武生支局	takefu03_fukui@moj.go.jp	0778-22-9514
	敦賀支局	tsuruga03_fukui@moj.go.jp	0770-25-0174
	小浜支局	obama03_fukui@moj.go.jp	0770-52-0238
金沢地方法務局	本局	kyoutaku_kanazawa_moj_bal@moj.go.jp	076-292-7846
富山地方法務局	本局	kyoutaku_toyama_moj_bal@moj.go.jp	076-441-6319

保管の申請の事前チェックの試行（P2～）の実施庁（続き）

■ 近畿地方

遺言書保管所名		メールアドレス	電話番号
大阪法務局	本局	igon-hokan-oosaka@moj.go.jp	06-6942-9482
京都地方法務局	本局	kyoutaku_kyoto_moj_bal@moj.go.jp	075-231-0317
神戸地方法務局	本局	kyoutaku_kobe_moj_bal@moj.go.jp	078-392-1821
奈良地方法務局	本局	nara_igon@moj.go.jp	0742-23-5456
大津地方法務局	本局	kyoutaku_otsu@moj.go.jp	077-522-4831
	甲賀支局	kouka_otsu_moj_bal@moj.go.jp	0748-62-1828
	彦根支局	hikone02_otsu_moj_bal@moj.go.jp	0749-22-0242
	長浜支局	nagahama_otsu_moj_bal@moj.go.jp	0749-62-0565
和歌山地方法務局	本局	kyoutaku_wakayama@moj.go.jp	073-422-5131

■ 中国地方

遺言書保管所名		メールアドレス	電話番号
広島法務局	本局	kyoutaku_hiroshima_moj_bal@moj.go.jp	082-228-5783
山口地方法務局	本局	kyoutaku_yamaguchi_moj_bal@moj.go.jp	083-922-2295
岡山地方法務局	本局	kyoutaku_okayama_moj_bal_@moj.go.jp	086-224-5699
鳥取地方法務局	本局	kyoutaku_tottori_moj_bal@moj.go.jp	0857-22-2287
	倉吉支局	kurayoshi_tottori_moj_bal@moj.go.jp	0858-22-4108
	米子支局	yonago_tottori_moj_bal@moj.go.jp	0859-22-6161
松江地方法務局	本局	kyoutaku_matsue_moj_bal@moj.go.jp	0852-32-4240
	出雲支局	izumo03_matsue_moj_bal@moj.go.jp	0853-20-7732
	浜田支局	hamada02_matsue_moj_bal@moj.go.jp	0855-22-0959
	益田支局	masuda02_matsue_moj_bal@moj.go.jp	0856-22-0429
	西郷支局	saigou02_matsue_moj_bal@moj.go.jp	08512-2-0240

保管の申請の事前チェックの試行（P2～）の実施庁（続き）

■ 四国地方

遺言書保管所名		メールアドレス	電話番号
高松法務局	本局	kyoutaku_takamatsu_moj_bal@moj.go.jp	087-821-6191
	丸亀支局	marugame_takamatsu_moj_bal@moj.go.jp	0877-23-0228
徳島地方法務局	本局	kyotaku_tokushima_moj_bal@moj.go.jp	088-622-4867
	阿南支局	anansoumu_tokushima@moj.go.jp	0884-22-0410
	美馬支局	mimasoumu_tokushima@moj.go.jp	0883-52-1164
高知地方法務局	本局	kyoutaku01_kouchi_moj_bal@moj.go.jp	088-822-3458
	須崎支局	susaki_kouchi_moj_bal@moj.go.jp	0889-42-0374
松山地方法務局	本局	kyoutaku_matsuyama_moj_bal@moj.go.jp	089-932-0888
	今治支局	imabari_matsuyama_moj_bal@moj.go.jp	0898-22-0855
	宇和島支局	uwajima_matsuyama_moj_bal@moj.go.jp	0895-22-0770

■ 九州・沖縄地方

遺言書保管所名		メールアドレス	電話番号
福岡法務局	本局	kyoutakuyuigon-fukuoka@moj.go.jp	092-721-9186
熊本地方法務局	本局	km-yoyaku.00igon@moj.go.jp	096-364-2185

電子メールによる変更の届出の試行（P7～）の実施庁

<注意>

変更の届出は、遺言書の保管先にかかわらず、全国いずれの遺言書保管所に対しても行うことができます。電子メールにより変更の届出をしたい場合には、試行を実施している東京法務局本局に対して届出をしてください。

遺言書保管所名		メールアドレス	電話番号
東京法務局	本局	igon01-1-tokyo@moj.go.jp	03-5213-1441

参考

■ 遺言書保管制度ホームページ

遺言書保管制度の詳細は、以下のホームページをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



■ 根拠規定

遺言書保管制度やオンライン手続の取組は、以下に基づいて実施しています。

- 法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成30年法律第73号）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/430AC0000000073>
- 法務局における遺言書の保管等に関する政令（令和元年政令第178号）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/501CO0000000178>
- 法務局における遺言書の保管等に関する省令（令和2年法務省令第33号）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/502M60000010033>
- 遺言書保管事務取扱手続準則（令和2年5月11日付け法務省民商第97号民事局長通達）
https://www.moj.go.jp/MINJI/common_igonsyo/pdf/igonsyo_jyunsoku.pdf
- 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/414AC0000000151>
- 法務省の所管する法令の規定に基づく情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成15年法務省令第11号）
<https://laws.e-gov.go.jp/law/415M60000010011>
- 電子情報処理組織による変更の届出の定め（令和7年3月4日東京法務局遺言書保管官決定）
<https://houmukyoku.moj.go.jp/tokyo/content/001435920.pdf>

ご不明点は、手続先の遺言書保管所（法務局）
までお問い合わせください。



法務省民事局
2026年2月作成